

申入れ書

28日午後、仙台高裁第三民事部（井上稔裁判長）は、原爆症認定仙台集団訴訟に関して、第一審原告勝訴の判決を言い渡しました。

今回の裁判では、途中、厚労省が被爆者切り捨ての元凶となっていた「原因確率」に基づく審査基準を改め、原告の疾病の放射線起因性を争わないことに転じたことから、術後の障害やその要治療性などが最大の焦点となりました。

判決は、従来の「原因確率」にもとづく認定行政の在り方をあらためて明確に否定した上で、今回争われた「要治療性」の問題でも、原告の主張を認め、厚労省側を敗訴としました。

この判断は、厚労省が「旧審査方針」を廃した後もなお争い続けている全国15地裁、4高裁の裁判についても、国側が態度を改めるべきことを強く示しています。2003年4月の集団訴訟開始以来連続7回、2000年の原爆松谷訴訟以来14回の国側連続敗訴、さらにはこの間の原告、弁護団、支援グループとの話し合いなどすべての努力は、まさに被害者の救済を基本とした問題の抜本的解決を図るためにあったはずであり、旧審査方針の廃止も、またそのためのものであったはずで

す。現在争われている裁判の原告が、すでに63年近くにわたって原爆被害に苦しんだ人たちであり、これ以上、いたずらに解決を先送りすべきでないことははっきりしています。

私たちは、国側が今回の判決を受け入れることを強く求めるとともに、現在高裁で争われているすべての裁判について控訴を取り下げ、また、地裁で争われている裁判についても、旧来の基準に基づく認定拒否の決定を見直し、被害者救済の立場から全面解決と認定審査、認定行政のいっそうの改善を図るべきことを強く求めるものです。

2008年5月29日

原水爆禁止日本協議会

〒113 8464 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター6階
電話 03 - 5842 - 6031